

旭川市社会福祉協議会
指定訪問介護事業所

好事例集

在宅生活を支える
「優しさ」が
いっぱいですー！



【もくじ】

退院後、自宅でゆっくり入浴したい利用者さん	・・・	P 1
念願の一人暮らしを叶えた利用者さん	・・・・・・・・	P 2
家事のやり方が分からなかった利用者さん	・・・・・・・・	P 3
片付けや掃除が苦手な利用者さん	・・・・・・・・	P 4
電話が苦手な利用者さん	・・・・・・・・	P 5
人とのコミュニケーションが苦手な利用者さん	・・・	P 6
心臓に持病がある利用者さん	・・・・・・・・	P 7
特殊詐欺？を未然に防いだケース	・・・・・・・・	P 8
私たちと一緒に働きませんか？	・・・・・・・・	P 9



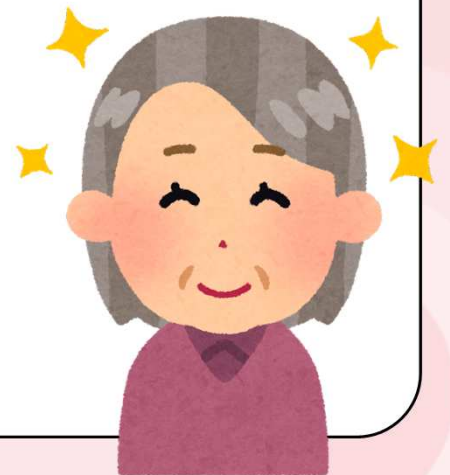
Before

ヘルパーの支援のもと、入浴にチャレンジ。当初、椅子から立ち上がれないなど、「身体が重くて悲しい…」と悲観的でした。



After

椅子の向きや置く場所、体を楽に動かせる体重移動などを一緒に取り組み、1年後、「帰宅した頃は、自分の体で悲しい気持ちになったけど、少しの工夫で自信がついたよ。」と、晴れやかな表情で、ヘルパーとの入浴は卒業されました。



利用者さんの希望と、「できること」に着目すること（ストレングスモデル）を大切にしています。

念願の一人暮らしを叶えた利用者さん

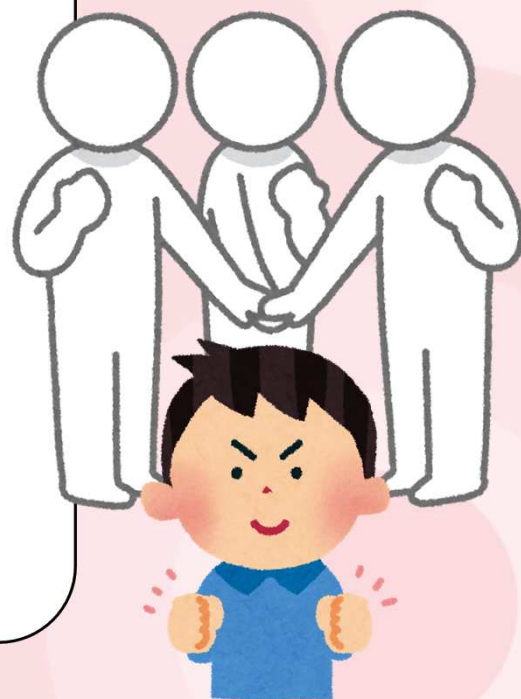
Before

障がいがあり、家族から一人暮らしは無理だと言われていました。



After

訪問看護、デイサービス、そしてヘルパー利用で、念願の一人暮らしを叶えることができました。
ヘルパーは、在宅生活の困りごとを、一緒に一つずつ解決しています。



無理とは決めつけず、本人の希望に寄り添い、さまざまなサービスをつなげることも大切です。

家事のやり方が分からなかった利用者さん

Before

生活や教育環境の影響で、
頭では分かっているけど家事な
どのやり方が分からなかった。



After

ヘルパーと一緒にいること
で、やり方を具体的に知
ることができ、自分自身で
行うことができるようになりました。



教えるだけではなく、「一緒に行く」を大切にしています。

片付けや掃除が苦手な利用者さん

Before

掃除などが苦手なため、居間は物が散乱し、床が見えない状態。台所には洗い物が山になっていました。



After

台所、洗面台などの水回りを綺麗に保つことが健康増進に繋がることを説明し、「一緒にしませんか？」と伝えたところ、自ら掃除をするようになりました。現在は、居間もヘルパーと一緒に片づけるようになり、床が見える状態になりました。



やる気を引き出すことも私たちの役割です。

電話が苦手な利用者さん

Before

くも膜下出血により、言語機能に障がいがあるため、自分一人では電話をすることに不安がありました。



After

はじめはヘルパーが電話をかけ、要件を伝えていましたが、徐々に本人に電話をかけてもらい、困った時に代わるようにしていたところ、今では一人でも電話で要件を伝えられるようになりました。



「徐々に」がポイントで、自信を持っていただくことができました。

Before



他者との関りが少なく、社会生活・環境を整えても上手く馴染めずにいました。

After

様子を見ながらヘルパーが少しずつ声かけを行い、徐々にコミュニケーションが取れるようになりました。

そのことがキッカケで、今では事業所に通えるようになり、仲間が増え、笑顔も増えました。



「徐々に」「少しずつ」をできるのが、日常生活に関わることができるヘルパーの強みです。

心臓に持病がある利用者さん

Before

心臓に負担のかかる動作に制限がありましたが、掃除などやり過ぎてしまい、めまいがおき、体調を崩すことを繰り返していました。



After

負担の大きい掃除機がけや浴室・トイレ掃除の支援をし、無理のない範囲で一緒に行くことで、心身にゆとりができ、めまいが減りました。



本人の気持ちを理解し、自尊心に配慮したサービス提供に努めています。

特殊詐欺？を未然に防いだケース

介護だけではなく日常も支える観察力

ある利用者さんの調理支援にお伺いした際のエピソードです。

固定電話が鳴ったため、利用者さんが電話に出られました。会話の中で「クレジットカードの番号」とあったため、電話を代わってもらいました。

内容は固定電話の料金に関するもので、不審に思い、相手側の電話番号をスマートフォンで調べてみたところ、詐欺の可能性があったため、丁重にお断りし、電話を切りました。

利用者さんには、特殊詐欺のお話をし、クレジットカードの番号を教えてほしいなどの勧誘には気を付けるよう注意喚起をしました。

また、今回のケースを事業所内で共有し、同様なケースがあった場合の対応を確認しました。



数々の好事例、どうでしたか？

利用者さんの居宅を訪問することに不安を抱く方も
少なくないかと思いますが、「できたこと」を共に喜
べるのが実感できる仕事でもあります。

高齢者や障がいのある方の在宅生活を支えるには、
ヘルパーは必要不可欠です。

そんなヘルパーが不足しています。

ぜひ・・・

私たちと一緒に
働きませんか？

ホームヘルパー（パート職員）の労働条件です。





【作成・発行】

旭川市社会福祉協議会指定訪問介護事業所

令和6年7月（Ver.1.2）

〒070-8003

旭川市神楽3条4丁目1番18号旭川市社会福祉協議会神楽事務所

旭川市社会福祉協議会指定訪問介護事業所

電話：0166-60-1730 FAX：0166-60-1790

Mail houmon@asahikawa-shakyo.or.jp

